

令和 8 年度「小川町ゼロカーボンシティ推進補助金制度」

令和 8 年 6 月 1 日から、ご家庭での効率的なエネルギー利用の促進を通して温室効果ガス排出の削減を図るため、住宅用地球温暖化対策設備（以下「対象設備」という。）の設置に要した費用の一部を、予算の範囲内で補助する「小川町ゼロカーボンシティ推進補助金制度」を今年度も行います。

詳細については、町 HP の「小川町ゼロカーボンシティ推進補助金制度について」をご覧ください。

補助対象者

(1)自ら居住する又は居住する予定の町内の住宅に新たに対象設備を設置する方で次の各号に該当する方

- ①実績報告をする時に町内に居住し、小川町の住民基本台帳に記録されている方
- ②町税を滞納していない方
- ③暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない方

補助対象設備及び補助金額

(1)別表の(1)～(7)・(9)の対象設備は、機器費及び設置工事費の額（税抜）に 2 分の 1 を乗じて得た額、別表の(8)の対象設備は、機器費及び設置工事費の額（税抜）が太陽電池容量の値（単位はkWとし、少数点以下は切り捨て）に 20,000 円を乗じて得た額が補助金額になります。（1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨てた金額になります。）

生ごみ処理機は、購入に要する費用の 2 分の 1 以内の金額になります。（1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨てた金額になります。）

(2)各対象設備の補助上限額は別表のとおりになります。

(3)異なる対象設備を同時に設置しようとする場合の補助金額は、各対象設備の補助金額の合計金額になります。

(4)同一の対象設備に対して、1 回に限り申請することができます。（過年度に申請した場合も該当）

(5)対象設備は、設置前において使用に供されていないものに限りです。

(6)この補助金は、国、県その他の団体が交付する補助金等との併用が可能な場合があります。

交付申請書の提出

(1)募集期間 令和 8 年 6 月 1 日（月）～令和 9 年 1 月 2 9 日（金）（予定）

(2)提出書類 ①小川町ゼロカーボンシティ推進補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 4 条に基づき、**対象設備に係る設置工事に着手、又は対象設備を購入する 10 日前までに、交付申請書（様式第 1 号）に必要書類を添えてご提出ください。**

②「生ごみ処理機」については、購入後に小川町ゼロカーボンシティ推進家庭用生ごみ処理機設置費補助金交付要綱第 5 条に基づき、申請書（様式第 1 号）に必要書類添えてご提出ください。

③交付申請の受付は、先着順になります。補助金の交付申請額が予算の範囲を超えた場合は、募集期間中でも受付を終了します。

④申請内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、交付決定通知書（様式第 2 号）を申請者に通知します。

実績報告書の提出及び補助金の交付※裏面別表(1)～(9)

- (1)実績報告書 設置工事又は購入が完了しましたら、交付要綱第 7 条に基づき、完了後 30 日以内又は令和 9 年 3 月 5 日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 3 号）に必要書類を添えてご提出ください。
- (2)補助金の交付 ①実績報告後速やかに補助金請求書（様式第 4 号）を提出してください。
②おおむね約 30 日程度で、指定された口座に振り込まれます。

書類の提出先及び問い合わせ等

- (1)担 当 小川町環境農林課 環境保全担当（小川町役場 2 階）
住 所 〒355-0392 小川町大字大塚 55 番地
電 話 72-1221（内 165） FAX 74-2920
E-mail ogawa109@town.saitama-ogawa.lg.jp



- (2)窓口及び電話での受付時間
月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前 9 時～午後 5 時

詳細は町 HP でご確認いただけます。

交付申請書に添付する必要書類

※生ごみ処理機（コンポスト含む）を除く

	提出書類
(1)	工事請負契約書又は注文書・見積書の写し
(2)	対象設備の製造者名、型式及び製造番号が分かるもの（カタログ等）
(3)	対象設備が設置されている住宅の案内図
(4)	対象設備が設置される前の現況カラー写真（設置予定位置の近景及び住宅の全景とし、建設中又は建売住宅の場合は申請時の状況を、更地の場合はその土地を写したもの） ※LED 照明設備の写真について、交換前（蛍光灯）の現況カラー写真（照明器具の全体・蛍光管を写したものを、本体部に貼られている型式・型番・製造名・メーカー名等が記載されているシールを写したもの）
(5)	対象設備の設置予定場所の配置図（平面図、間取図、屋根伏図等）
(6)	国県等他の補助制度を併用する場合はその写し
(7)	その他町長が必要と認める書類

生ごみ処理機（コンポスト含む）

	提出書類
(1)	領収書及び保証書の写し
(2)	対象設備の製造者名、型式及び製造番号が分かるもの（カタログ等）

別表

対象設備	補助要件	補助上限額
(1)住宅用太陽熱利用システム (強制循環型又は自然循環型)	・太陽熱エネルギーを集熱器により吸収して、住宅等における給湯その他熱利用に供するもの。	30,000 円/件
(2)住宅用エネルギー 管理システム (H E M S)	・家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有するもの。	10,000 円/件
(3)家庭用燃料電池システム (エネファーム)	・燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、L P ガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの。	30,000 円/件
(4)定置用リチウムイオン 蓄電池システム	・リチウムイオン蓄電池部 (リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。) 及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの。	30,000 円/件
(5)電気自動車等充給電設備 (V 2 H)	・電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車 (以下「電気自動車等」という。) への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの。	30,000 円/件
(6)断熱窓等断熱性能設備 (床、壁、天井も対象)	・断熱窓・断熱ガラス・断熱材等 (15%以上の省エネ効果が見込まれる建材) を使用して、住宅の断熱性能を高めるもの。	30,000 円/件
(7)木質バイオマスストーブ設備 (薪ストーブ・ペレットストーブ)	・農林業の生産過程で産出される間伐材等の端材を燃料として使用する設計及び仕様である薪ストーブ、または木質ペレット (おがくず状にした木材に圧力を加え、円柱状にしたもの) を燃料として使用する設計及び仕様である木質ペレットストーブで、木材のエネルギー資源としての利活用に寄与するもの。	30,000 円/件
(8)住宅用太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅に太陽光発電設備を設置し、発電した電力は住宅での利用 (自家消費) や蓄電池への充電を行い、余剰電力を売電する方式のもの。 ・財団法人電気安全環境研究所 (J E T) の太陽電池モジュール認証相当の認証を受けているもの。 ・性能が保証 (太陽電池モジュールの公称最大出力 (日本工業規格又は国際電気標準会議 (I E C) 等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。) の 80%以上の出力が太陽電池メーカーによって 10 年以上保証されていることをいう。) され、設置後のメーカー等による発電設備のメンテナンス体制が用意されているもの。 	80,000 円/ 件
(9)LED 照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・LED 照明灯以外の照明灯から、未使用の LED 照明器具に交換するもの。 ・固定式の照明器具であること (可搬式は対象外) 。 	20,000 円/ 件
生ごみ処理機 (コンポスト含む)	・家庭から出る生ごみを処理する生ごみ処理機等 (コンポストを含む) を購入し、生ごみの減量化に寄与するもの。	10,000 円/ 件

LED 照明設備を申請される方

LED 照明設備の申請時に提出していただく写真として、
交換する前の照明器具を撮影し、申請書に添付してください。

- ①交換前(蛍光灯)の照明器具の全体が分かる写真
- ②蛍光管が分かる写真
- ③蛍光灯本体部に張り付けてある型式・型番・製造名・メーカー名等が記載されているシールの写真

照明参考

①シーリングライト

①和室照明

②蛍光管の写真

③型式等記載シール

メーカー名	蛍光灯照明器具	
品番	ABC123456	商品名
○年製	○○○	100V
消費電力	70W	
ランプ	38W (○○○○○○)	
	30W (○○○○○○)	
50/60Hz	入力電力	○○○会社

※③型式等記載シールを拡大した写真を添付してください